

の農業生産額を現状維持できたとしても、従事者1人当たりの所得を他産業なみに高めるべく、より少数の農業者が大規模に耕作する体制に転換することは、日本農業の将来にとっては必要であるように思う。

<参考文献>

安達英彦（2013）「農業保護政策の国際比較」『JC 総研レポート』vol.28、pp.22-29

石田信隆（2013）「TPP と日本の経済・社会の将来」『世界経済評論』vol.57、No.5

農業と経済（2013）「特集・TPP で変わる農業」『農業と経済』2013.10

木村福成（2014）「農業の関税撤廃 決断を」日本経済新聞 2014年3月20日

【Reference Review 59-5号の研究動向・全分野から】

## 近年の中小企業政策の動向をめぐる議論

経済学部教授 小林 伸生

中小企業政策の基本的な方針を示す「中小企業基本法」は、1963年に始めて制定され、その後1999年抜本的な改正が行われた。ここでは、従来の二重構造論の考え方に基づいた、大企業との格差を解消すべき対象としての中小企業観から、経済発展の原動力となる「活力ある多数派」として再定義された。各種の政策も、そうした基本的な考え方に基づき、積極的に事業革新を図る中小企業に対する支援に軸足が移されてきたと見ることができる。

昨年6月に、上記の基本法の一部が再改定された（「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律」（平成25年6月21日公布））。再改定の背景には、99年基本法の下での支援政策が、中小企業の中でも比較的規模の大きな中堅企業に焦点が当たっており、ともすれば小規模企業が対象となりにくくなっていたという問題意識が高まっていた点がある。そのため、今回の改訂においては「小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進」（平成25年7月8日中小企業庁発表資料）することが目的とされている。

ところで、近年の中小企業支援政策の大きな特徴としては、海外進出の積極的支援に舵を切った点あげられる。大野泉「ものづくり中小企業の海外展開支援に関する考察」（『統計』2013年10月号）では、この転換の経緯を整理している。論文の中で大野氏は、2010年の中小企業白書において、アジアを中心に増加する国外の需要を踏まえ、世界経済の発展を自らの成長に取り込み、積極的に国際化を行っていく必要性がうたわれていることが紹介され、それが中小企業の海外進出に対する基本スタンスの大きな転換点となったことを指摘している。こうした政府の方針を受け、2012年度以降海外展開支援に対する施策が拡充され、ODA 予算による新規事業や、JETRO による海外支援プラットフォームの立ち上げなどが行われてきた。『国際開発ジャーナル』2013年12月号では、「海外に挑む中小企業～ODA 支援制度の行方を追う」という特集を組み、前年度から開始された「ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る委託事業」の実施状況を概観したうえで、実施2年目となる2013年度には、高い競争倍率を勝ち抜いた優れた事業案件が採択されるとともに、採択企業の地方分散が実現したことを紹介している。

このように、グローバル化への積極的な対応へと大きく舵を切った中小企業政策であるが、その点については、無秩序なグローバル化支援を戒め、適切な対象に適切な後押しを支援するべきとの見解が示されている。前出の大野論文では、①製品の技術的、物理的、納品上の性格や、②出すべき経営資源と残すべき経営資源の識別をしっかりと行ったうえで、中小企業が親企業に過度に依存せずに自律的に取引できる基礎体力や、自社の製品や経営資源を強化することに対する支援を重視すべきで、海外進出に対しても、苦境からの脱出のための苦肉の策としてではなく、確固たる経営戦略を有して進出する企業を支援するべきであると論じている。また、大阪経済大学の遠原智文氏（「中小企業のグローバル戦略と人材活用～外国人留学生の活用と定着について～」『日本政策金融公庫調査月報』2013年10月号）は、中小企業においても日本への留学経験のある留学生を積極的に活用することにより、アジア進出をスムーズに進めることの必要性を位置付けつつ、留学経験者の上昇志向の強さと母国への帰国願望の強さに応えるキャリア形成の選択肢を企業が与えることの重要性を指摘している。

無論、産業政策は市場メカニズムの中での資源の最適な配分・移転を促進するために行われるべきものであり、中小企業政策もその例外ではない。この点に関して、東洋大学の安田武彦氏（「中小企業政策と中小企業～政策は中小企業にどのように届くのか～」『統計』2013年10月号）は、中小企業政策が、多くの中小企業にとって認知されておらず、その傾向が特に小規模企業であるほど顕著であることを、筆者自身が実施したアンケート調査から実証的に明らかにし、従来型の広報は、小規模企業の活性化に力点を置いた今次の中小企業政策には適合的ではないとの懸念を示している。その上で、企業間ネットワークのハブとなっている主体への重点的な伝達と、そこからの効果的な横展開の重要性を指摘している。

「中小企業」と一括りに定義しても、一定以下の従業者数または資本金規模の企業が全て該当し、零細企業から大企業目前の中堅企業まで、極めて多岐な存在を含む概念である。昨今、政策の焦点となっているグローバル化への対応をはじめ、さまざまな場面で従業員数十名以上の中規模企業と、家族経営的零細企業の間には差異が存在し、また近年それは拡大傾向にある。左記にもかかわらず直近の基本法改訂の前までは、わずかな例外を除き、中小企業政策は概ね一意的に実施されてきた。

今回の基本法改定により、こうした多様な存在としての「中小企業」を、ようやく層別に見て、特に小規模企業に焦点を当てることとなった。このこと自体は、情報の非対称性を縮小し、最適かつスムーズな資源配分の実現に向けた第一歩として、意義のあることであろうと思われる。今後、改訂基本法を理念的なベースとした各種施策が実施されていくことが予想され、グローバル化が進展する中での小規模企業の経営環境の改善に寄与することが期待される。但しそれは、競争力に欠ける零細企業の温存を助長する性質のものではなく、市場競争が最適な資源配分をもたらすべく、競争条件を整えるためのものであるべきことは言うまでもない。

#### 【Reference Review 59-5号の研究動向・全分野から】

### 戦前期大阪市における住民サービス・公益事業の公営化研究

商学部教授 木山 実

先日、橋下徹大阪市長が出直し市長選挙で再選された。橋下市長率いる大阪維新の会は、「大阪都構